

江戸川区児童福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区児童福祉審議会条例（令和二年三月江戸川区条例第八号。以下「条例」という。）により設置する江戸川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第二条 審議会に、専門的な事項を検討するため、次に掲げる部会を置く。

一 子どもの権利擁護部会

二 児童福祉施設部会

三 里親部会

2 審議会は、前項各号に定めるもののほか、特定事項の調査審議を行う必要がある場合は、部会を置くことができる。

3 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

(部会の運営)

第三条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、その部会の事務を総理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

5 条例第六条の規定は部会の会議について、条例第七条の規定は部会の意見聴取について、条例第八条の規定は部会に出席した委員以外の者の費用弁償について準用する。この場合において、条例第六条から条例第八条中「審議会」とあるのは「部会」と、条例第六条中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第四条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。

2 部会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。